

## tabal まるごと決済ご利用規約

### (この規約について)

第1条 当社がお客様に提供する tabal まるごと決済（以下、「本サービス」といいます）は、この tabal まるごと決済ご利用規約（以下、「本規約」といいます）及び tabal メンバー規約（以下「メンバー規約」といいます）に従って提供されます。お客様が本規約及びメンバー規約に同意されない場合、本サービスの利用を申込むことはできません。

### (用語の定義)

第2条 本規約に定める主な用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとします。

- (1) メンバー メンバー規約に同意の上、当社所定の方法により tabal メンバー登録を申込み、当社がこれを承諾した方をいいます。
- (2) tabal 加盟店 当社とペイメントサービス加盟店契約を締結したものをいいます。
- (3) 電話番号等 通信サービス等提供会社から債権譲渡された債権に対して当社が発行する電話料金等の請求書に記載されるお客様電話番号をいいます。
- (4) 利用可能枠 当社がメンバーに対して許容する、利用代金の未決済金額合計の上限額をいいます。
- (5) 利用代金 tabal 加盟店の提供する商品・サービス等の対価として、メンバーID提示による支払を利用して本サービスで支払うサービス料金等をいいます（商品、権利の購入、役務の受領、通信販売、諸手数料などの利用代金を含みます）。

### (本サービスの対象)

第3条 本サービスは、メンバー向けのサービスです。利用にあたってはメンバー規約に定めるメンバー登録申込み手続きが必要となり、当社の承諾をもってメンバー登録された方のみが利用できます。

- 2 メンバーが本サービスの利用を希望する場合、前項に加え、当社所定の本サービスの登録申込みが必要です。
- 3 前項に基づく登録申込みを当社が承諾した場合に限り、メンバーは本サービスを利用することができます。

### (利用可能枠)

第4条 利用代金の未決済合計額（当社が本規約に従い請求し、メンバーが未だ当社に支払っていない金額の合計をいいます）は、当社が定めた金額以内とし、この金額を「利用可能枠」とします。

- 2 利用可能枠については、当社がこれを定め、当社は利用状況その他の事情を勘案してこれを増額することができ、また必要と認めた場合はこれを減額することができるものとします。
- 3 メンバーは、当社が承諾した場合を除き、前項の利用可能枠を超えて利用してはならないものとします。当社は、商品等購入代金の合計額が利用可能枠に達した場合又は次回の商品等購入契約の締結により利用可能枠を超えることとなる場合には、お支払いが確認できるまでの間、商品等購入代金の金額が利用可能枠を超えることとなる新たな決済に関する承認を行わない場合があります。

- 4 前項の定めにかかわらず、利用の際、tabal 加盟店を通じて当社の承認を得た場合又は当社が別途承諾した tabal 加盟店においては、メンバーはこの利用可能枠を超えて利用することができますものとしします。

(サービスの利用方法)

第5条 メンバーは、次の(1)から(3)に記載した tabal 加盟店（以下「tabal 加盟店」といいます）の利用代金について本サービスでの支払を希望する場合、メンバー名及びメンバーIDまたは当社に予め登録したメンバー登録回線の電話番号等（以下「登録済電話番号」といいます）を所定の申込書などに記入し本サービスによる支払の申込みを行う（以下「利用の申込」といいます）ことによって、商品、権利の購入ならびに役務の提供を受けることができます。

- (1) 当社が契約した tabal 加盟店
- (2) 当社と提携した会社（以下「提携会社」といいます）が契約した tabal 加盟店
- (3) その他当社が定める tabal 加盟店

2 前項の規定にかかわらず、インターネット販売などの場合には、メンバーはログインID、パスワード、またはログインID、パスワード及び第2パスワードの入力をもって利用できるものとし、この場合にはメンバー名、メンバーID、または登録済電話番号などを省略することができます。

3 1 項及び2 項に定める事項を所定の方法により当社が確認した場合、メンバーによる利用の申込みがあったものとみなします。それらが使用上の過誤の場合、または盗用、不正使用その他の事情によりメンバー以外の者が利用している場合であっても、生じた損害について当社は一切の責任を負わないものとしします。

4 メンバーは、tabal 加盟店が提供する当社所定の継続的役務について利用の申込みを行うこと（以下「継続的支払の申込」といいます）によって、役務の提供を受けることができます。継続的支払いにおいては、当社が適当と認めた場合、メンバーがメンバーID等を事前に tabal 加盟店に登録する方法により、当該役務の提供を継続的に受けることができます。この場合、メンバーは、メンバーID等の変更等があった場合、もしくはメンバー登録の解約等により本サービスを利用することができなくなった場合は、その旨を当該 tabal 加盟店に通知するものとし、別途当社から指示がある場合にはこれに従うものとしします。また、メンバーは、当該加盟店の要請によりメンバーID等の変更情報等が当社から tabal 加盟店に通知されることに予め同意するものとしします。

5 1 回あたりの利用上限額は当社と tabal 加盟店との間で定めた金額までとしします。

6 購入商品・サービス等によっては、別途当社の承認が必要となります。また以下に定めるメンバーの利用が適当でないと当社が判断する場合には、本サービスの利用をお断りすることがあります。

- (1) メンバーが当社への支払い（当社が本規約に拠らず請求するメンバー登録回線に関する請求を含みます）を現に怠り、または怠るおそれがあるとき
- (2) メンバーが当社所定の基準を満たさないとき
- (3) その他当社がメンバーの本サービスの利用が適当でないと判断するとき

(当社が行う tabal 加盟店への取次ぎ)

第6条 当社が別途定める tabal 加盟店について、メンバーが当該 tabal 加盟店の利用代金に係る継続的支払の申込を当社に届出た場合、当社はメンバーによる当該の申込みを tabal 加盟店に取次ぐものとします。メンバーは当社ならびに tabal 加盟店が当該申込みを承認した場合に限り、当該 tabal 加盟店における利用代金を本サービスで支払うことができます。

(回収代行の同意等)

第7条 当社と tabal 加盟店間の契約が回収代行契約の場合、メンバーは利用代金について当社が tabal 加盟店との契約に基づき当該利用代金について tabal 加盟店の事務代行者として、代理受領その他これに付随する業務を行うことに予め異議なく同意するものとします。

- 2 メンバーは当社の指定する支払方法による当社への支払完了をもって、商品・サービスの代金債務の弁済を完了するものとします。
- 3 当社は回収代行業務の全部または一部を、個人情報の保護措置を講じた上で、収納代行業者等に再委託することができるものとします。

(立替払いの委託)

第8条 当社と tabal 加盟店間の契約が立替払い契約の場合、メンバーは利用代金について以下のことを予め異議なく同意するものとします。なお、立替払いに際しては、当社が認めた第三者を経由する場合があります。

- (1) 当社が tabal 加盟店に対して立替払いすること
- (2) 当社の提携会社が tabal 加盟店に対して立替払いした上で、当社が当該提携会社に対して立替払いすること

(支払方法)

第9条 メンバーが利用した利用代金について tabal 加盟店から請求情報が送付された場合、当社はメンバーに対して当該利用代金を請求するものとします。

- 2 当社は利用代金を、当社が通信サービス等提供会社から譲り受けたメイン回線に関する通信サービス等に要する料金（以下「電話料金等」といいます）と同一の請求書にてメンバーに請求します。支払期限、支払方法はメイン回線の支払期限、支払方法に従います。電話料金等についてクレジットカードでのお支払いを選択されているメンバーの場合は、上記にかかわらず、利用代金は電話料金等と同様にメンバーがご利用のクレジットカード会社から請求されます。
- 3 当社は、電話料金等と同一の請求書にてメンバーに請求できない場合、利用代金についてメイン回線に係る支払期限、支払方法にかかわらず別途請求書を発行する場合があります。メンバーは当該請求書を指定する期日までに当社所定の方法にて支払うものとします。
- 4 メンバーは、利用可能枠を超えて利用ができる場合があり、利用可能枠を超える請求が行われる場合があることについて予め同意するものとし、利用可能枠を超える請求額についても支払いの義務を有することに同意するものとします。
- 5 本サービスの利用による請求代金について分割によるお支払いは受け付けることができません。
- 6 メンバーがメイン回線を変更した場合、当社は変更後のメイン回線の通信料等と併せて請求を行います。この場合、支払期限、支払方法は変更後のメイン回線に従います。なお、当社の手続きの関係上、変更前のメイン回線と併せて請求する場合があります。

7 メンバーは、当社の定める支払期限までに当社に対して支払いを行わなかった場合、当該利用代金について tabal 加盟店より直接請求される場合があることを予め異議なく同意するものとします。

(返還等)

第10条 tabal 加盟店からメンバーへの利用代金返還が必要な場合で、以下に該当する場合、当社は原則として当該代金を、当社が通信サービス等提供会社から譲り受けたメイン回線に関する電話料金等と同一の請求書から減算を行うことで返還します。但し、減算額が通信料等を上回る場合、当社は別途当社が指定する方法でこれをメンバーに返還するものとします。

- (1) 当社と tabal 加盟店間の契約が回収代行契約の場合に、tabal 加盟店から当社に返還の委託を受けたとき
- (2) 当社と tabal 加盟店間の契約が立替払い契約の場合に、tabal 加盟店から立替払いの取消しの連絡を受けたとき

(充当順序)

第11条 メンバーのお支払いいただいた金額が、本規約およびその他の契約に基づき当社に対して負担する一切の債務を完済させるに足りないときは、メンバーからの申出がない限り、特に通知なくして、当社が適当と認める順序、方法によりいずれかの債務に充当しても異議ないものとします。

(サービスの利用停止、法的措置など)

第12条 メンバーが支払いを怠るなど本規約に違反した場合、違反するおそれがある場合、その他換金を目的とした利用等メンバーの利用状況について不適当または不審と当社が認めた場合には、当社はメンバーに通知することなく、メンバーが所持しているメンバーIDに対して次の措置をとることができます。この場合メンバーは本サービスを利用することができません。万一利用した場合は、直ちにお支払いいただきます。

- (1) 本サービスの利用停止または当社が行う本サービスの解約
- (2) tabal 加盟店などに対する当該メンバーIDの無効通知
- (3) メンバー登録の解約
- (4) その他当社が必要と認めた法的措置

(期限の利益の喪失)

第13条 メンバーは、次のいずれかの事由に該当した場合は、本規約に基づく債務について当然に期限の利益を失い、直ちに当社に対する未払債務をお支払いいただく場合があります。

- (1) メンバーが当社に対する料金等の支払い（当社が本規約に拠らず請求するメンバー登録回線に関する請求を含みます）を遅延していることが判明した場合
- (2) 自ら振出しもしくは引受けた手形、小切手が不渡りになった場合、または一般の支払いを停止した場合
- (3) メンバーについて破産、民事再生、民事調停など、債務整理のための法的措置等の申立があった場合、または差押、仮差押、銀行取引停止などの措置を受けた場合

- (4) 債務整理のため弁護士等に依頼した旨の通知が当社に到達した場合
- (5) メンバーが死亡した場合
- (6) 当社に通知せず住所を変更し、当社にとって所在不明となった場合
- (7) メンバー登録回線のすべてが解約となり、新たに登録する回線の届出がない場合
- (8) メンバーが解約となった場合
- (9) その他当社が必要と判断した場合

#### (サービスの解約)

第14条 メンバーが本サービスの解約をご希望の場合、当社の定める手続きに従っていつでも解約することができます。本サービスを解約した場合、当社は tabal 加盟店に対して当該の通知を行う場合があります。

- 2 メンバーが本サービスを解約したことを以て、メンバーを解約したことはありません。
- 3 メンバーが本サービスを解約したことを以て、tabal 加盟店の商品・サービス等に係る契約関係を解約したことはありません。
- 4 メンバー登録を解約された場合、当然に本サービスも解約したことになります。
- 5 メンバーは、本サービスを解約した後も、本サービスに関して生じた一切の利用料金等について、本規約に基づきその支払いの責めを負うものとします。

#### (当社が行う本サービスの解約)

第15条 メンバーが以下の各号の一に該当すると当社が判断した場合、当社はメンバーに事前の通知をすることなく、メンバーの本サービスを解約することができるものとします。

- (1) 第13条の各号の一に該当する場合
  - (2) 換金を目的とした利用等メンバーの利用状況について不適當または不審と当社が認めた場合
  - (3) その他当社が必要と判断した場合
- 2 メンバーは、当社から本サービスを解約された後も、本サービスに関して生じた一切の利用料金等について、本規約に基づきその支払いの責めを負うものとします。
  - 3 メンバーは、当社がメンバーの本サービス利用が13か月以上ないことを確認した場合において、本サービスの解約措置を取ることができ、申込情報について削除を行うことがあることを予め同意するものとします。

#### (当社の責任範囲)

第16条 当社が提供する商品・サービスを除いて、当社はメンバーが購入または利用する商品・サービスについてはメンバーと契約関係には立ちません。メンバーが本サービスの利用を停止された場合、その他メンバーの事情に起因してメンバーが tabal 加盟店への支払いまたは tabal 加盟店から商品・サービスの受取りができない場合には、当社はメンバーの損害について当社は一切の責任を負わないものとします。

- 2 当社は、メンバーが本サービスで購入した、当社以外の者が提供する商品等の瑕疵、その他当社の責めによらない理由による損害について当社は一切の責任を負わないものとします。
- 3 tabal 加盟店より購入もしくは提供を受けた商品、権利、役務について当該 tabal 加盟店と紛議

が生じた場合、メンバーは当該 tabal 加盟店との間で解決し、当社に迷惑をかけないものとします。

#### (個人情報の取扱い)

- 第17条 メンバーは登録したメイン回線、サブ回線について、当社からの請求（当社が本規約に拠らず請求するメンバー登録回線に関する請求を含みます）の実績ならびに当社へのお支払いの状況を蓄積し、これを当社がメンバーの本サービスの利用可否に関する判断に用いることについて予め同意するものとします。
- 2 tabal 加盟店に対し、当社へのお支払いの有無を、メンバーID、メンバーの氏名、住所、サービス料金額、商品・サービス名等と併せて通知される場合があることについて、メンバーは予め同意するものとします。
- 3 前各項のほか、当社がメンバー規約第45条により個人情報を取扱うことについて、メンバーは予め同意するものとします。

#### (消費税)

- 第18条 当社が tabal 加盟店に代わり回収の代行を行う利用代金、または tabal 加盟店に対して立替払いを行った利用代金が消費税を含む場合、利用代金として当社が請求する金額は、消費税を含む金額（内税）となります。

#### (規約の変更)

- 第19条 当社はメンバーへの事前の通知または同意なくして、本規約を随時変更することができるものとします。この場合、メンバーとの契約上重要な変更については予め変更内容を当社ホームページに掲載することで通知するものとします。また、変更内容について当社がメンバーに通知した後に本サービスの利用があった場合は、メンバーが本規約の変更に同意したものとみなします。

#### (延滞利息)

- 第20条 メンバーは当社に支払うべき債務の支払期日を経過してもなおお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払うものとします。なお、支払期日の翌日から起算して15日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。
- 2 当社が tabal 加盟店を代行して請求する利用代金については、前項の限りではありません。

#### (優先条項)

- 第21条 本サービス利用に際し、当社が別に定めるメンバー規約などの規約が本規約の内容に抵触する場合は、本規約が優先されるものとし、本規約に定めのない事項はメンバー規約に準ずるものとします。

(2016年3月30日改訂)